

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和2年3月6日（金）午前 9時56分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	蔵原 勇 君	副委員長	久保 史 睦 君
委員	川窪 幸 治 君	委員	宮田 竜 二 君
委員	阿多 己 清 君	委員	松元 深 君
委員	池田 綱 雄 君	委員	厚地 覺 君
委員	池田 守 君		

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員	山口 仁 美 君	委員	山田 龍 二 君
委員	松枝 正 浩 君		

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

農林水産部長	田島 博文 君	農林水産部参事兼農政畜産課長	八幡 洋 一 君
農政畜産課主幹	堀之内 真 一 君	農政畜産課農林水産政策G長	鮫島 政 昭 君
農政畜産課農政畜産Gサブリーダー	豊田 理津子 君		
建設部長	猿渡 千 弘 君	建設政策課長	川路 和 幸 君
区画整理課長	馬渡 孝 誠 君	建設政策課主幹	笛田 純 一 君
区画整理課主幹	赤塚 裕 樹 君	建設政策課政策G主査	米元 利 貴 君
区画整理課業務第1G主任主事	志摩 伸 浩 君		

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 原田 美 朗 君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第4号 霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議案第11号 町の区域の設定及びこれに伴う字の区域の変更について

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時56分」

○委員長（蔵原 勇君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は、去る2月25日の本会議で本委員会に付託になりました議案2件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日

の会議はお手元に配付しました次第書に基づき、進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 議案第4号 霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員（蔵原 勇君）

まず、議案第4号、霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（田島博文君）

議案第4号、霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号)が平成30年6月22日に公布され、改正後の卸売市場法(昭和46年法律第35号)が令和2年6月21日に施行されることを受け、共通の取引ルールなどについて規定するとともに、同法における委任規定が削られ、県条例が廃止されることに伴い、同条例に定められていた卸売業務の許可に係る手続等について規定するため、本条例の所要の改正をしようとするものであります。以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

お手元に配付いたしております資料の説明を致します。2の主な改正理由でございます。卸売市場の認定等、生鮮食料品等の公正な取引の場として、六つの共通の取引のルールを遵守し、公正・安定的に業務運営を行える卸売市場を、中央卸売市場又は地方卸売市場として農林水産大臣又は都道府県知事が認定、公表し、指導・検査監督するというところでございます。霧島市の場合には、地方卸売市場となります。アの所で、地方卸売市場に関する見直しについてということで、開設者は、現行が都道府県知事による許可でございましたけれども、改正後は都道府県知事が認定。卸売業者につきましては、現行が都道府県知事による許可でしたけれども、許可制度の廃止ということになります。先ほどの部長の説明でありましたとおり、県条例が廃止されることに伴いまして、県知事から市長となったということでございます。それから、イの所の六つの共通ルールの設定でございますけれども、中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者は、次の六つの共通ルールを遵守事項として業務規定に定めるものとし、その他の取引ルールは各市場で定めるとあります。まず、共通ルールの①ですけれども、売買取引の方法の公表ということでございます。内容についてはお目通しいただきたいと思っております。②が差別的取扱いの禁止、③が受託拒否の禁止、ここにつきましては中央卸売市場のみとなっておりますので、該当いたしません。④が代金決済ルールの策定・公表、⑤が取引条件の公表、⑥が取引結果の公表ということで、今、申しました六つの共通ルールに基づき、

新たに必要となる項目を新設しているところでございます。例えば、②の差別的取扱いの禁止という所ですけれども、新旧対照表の8ページをご覧ください。第1条の2に、市場の業務の運営に関し、卸売市場、買受人その他の卸売市場において売買取引を行う者に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならないというような条文を新設しているところでございます。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（厚地 覺君）

まず、現行から、どう変わるのか、もうちょっと詳しく説明してください。

○農林水産部長（田島博文君）

卸売市場法の第3章で、中央卸売市場の許認可関係が規定されております。第4章で、地方卸売市場の許認可等が規定されているわけですが、第4章の地方卸売市場に関わる規定のところの先ほど課長が説明いたしました地方卸売市場に関する見直しということで、現行では開設者が都道府県知事による許可、その他に括弧書きで報告等いろいろ書いてあるのですが、それが、今度は認定というふうに変わってきます。それと併せまして、この卸売業者に関わる項目も許可制度の廃止ということで、ここらの項目が、県の条例の中で地方卸売市場のもろもろの規定を作っていたということで、県はその許認可規定がなくなった、若しくは卸売市場法の規定のみで十分対応し得るようになったということで、県条例を廃止することになりました。それで、地方卸売市場に関するこの規定が浮いてしまいますので、この部分を、本市の条例に市長が許可する若しくは認定するというような条項を付け加えたということになります。あとは、先ほど申しあげました六つのルールのうち、一部、該当しないところでございますので、本市若しくは地方卸売市場に該当する項目のみを抜き取って、新たに条例の中に新設させていただいたということになります。

○委員（厚地 覺君）

この卸売業者の知事による許可が廃止になったわけですからけれども、これは業者が誰でもやってもいいということですか。

○農林水産部長（田島博文君）

その規定を恐らくそのままという形になると思うんですけれども、市の条例の中にうたい込むと。県知事の許可がなくなっていますので、それを本市が持っている条例の中にうたい込んで、市長の許可に変えていくという内容になります。

○委員（池田 守君）

基本的なことの共通認識をしたいんですけども、今、霧島市の地方卸売市場があるわけですから、その場所と開設者、卸売業者を示してください。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

位置は霧島市国分広瀬1629番地1、名称が霧島市公設地方卸売市場となっております。卸売業者と致しましては国分大同青果株式会社となっております。開設者は霧島市でございます。

○委員（松元 深君）

今の公設市場の売上げを紹介していただけばと思います。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

平成29年度が13億5,000万円、平成30年度が11億9,000万円という推移になっています。

○委員（松元 深君）

大分落ちてきている状況ですが、持って来られる農家等の推移についてお伺いします。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

農家等については把握していません。仲買人については、平成29年度が108、平成30年度が106となっています。ちなみに、取扱量ですけれども、平成29年度が6,080 t、平成30年度が5,723 tとなっています。

○委員（松元 深君）

条例には関係ないんですが、今後の市場の取扱いについては、市としての方針があればお伺いします。

○農林水産部長（田島博文君）

本市を含め、全体的な地方卸売市場の経営状況というのは非常に厳しい状況がございます。ただ、農家さんが農産物を作っていく中で売っていくということを考えますと、農業振興のためには、市場は非常に重要であるという認識でおります。近年の売上状況、ピーク時には1万5,000 tを超える取扱量がありながら、現在5,700 tで、おおむね三分の一程度まで落ち込んでしまっているという状況の中で、現状としては、農家と業者さんとの相対取引等が進んでしまって、市場に出す人が少なくなっているという状況も一つは考えられます。ただ、先ほど申しあげましたように、農家の所得向上のためにも、安定的な売上げを伸ばすためにも、地方卸売市場というのは非常に重要であると思っておりますので、一昨年から市場と取引等に関して、売上げが上がる新たな手法がないか協議をしているんですが、なかなか具体的な手法が見つからないところで、今後も、そういう面で支援は継続をしていきたいと考えているところでございます。

○委員（松元 深君）

なくすというわけにもいかないでしょうが、公設市場からいろいろな要望等が出てきていると思います。ぜひその辺りをくみ取って、よりよい市場経営をしていただきたいと思います。

○委員（池田 守君）

非常に厳しい状況であるけれども、今のところ、ないといけない施設であると思うんです。そういったことで、市もいろいろ助成をしていると思うんですが、使用料については大分減免がしてあると思います。何%くらいでしたか。

○農林水産部長（田島博文君）

施設使用料につきましては、卸売業者の売上使用料と施設使用料の二通りがございます。施設使用料につきましては、条例の中で1㎡当たり80円という規定がございます。それに基づき使用して

いただいているうちの最低限の施設使用料は満額頂いているところですが、非常に厳しい経営状況の中で、卸売業者の売上使用料、これは売上量の1000分の3という規定がございます。ここについては、その年の売上の状況で取扱業者のほうから、減免なり、そういう申請等が出てまいります。その都度、財政課等とも協議をしながら、今のところ、ここ数年は、売上手数料の1000分の3については、減免という扱いで、市場の側面的な支援と言いますか、そういう形で運営の援助をしているところがございます。

○委員（阿多己清君）

現在の許認可制度が、市のほうに移るといことのように思いますが、これまでしていた県知事が認定、公表し、指導・検査監督する部分も全て、市に移ってくると理解してよろしいですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

県の条例が廃止されますので、そういうことになります。

○委員（阿多己清君）

県の条例は、その法に基づいて廃止された。全くないと。それと県が絡む部分はないのですか。市で全て終わりなんですか。

○農政畜産課主幹（堀之内真一君）

県に対しては、こういう形で許可をしましたとか、そういった報告が必要になってくるということとでございます。

○委員（池田綱雄君）

市場の開設当時は、あの駐車場が満杯になるくらい卸売業者が利用していたような気がします。その後、大型店も自分で卸しをするようになって、そして小さな小売店はなくなって、最近、あの駐車場がほとんどと言っていいほど空っぽです。そういうことで、開所当時は、どれくらいの業者がいたのか。大分減っているのと思うのですが、先ほどの説明で平成30年度が106人とか、平成29年度が108人、これは現在の数字ですか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

すみません。手元にあるのが平成25年度からです。申し上げます。仲買人につきましては、平成25年度が135人、平成26年度が130人、平成27年度が115人、平成28年度が113人、平成29年度が108人、平成30年度が106人となっています。

○委員（池田綱雄君）

年々、二、三社ずつ減っていますが、これはずっと減り続けると思いますか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

現状のままだと減り続けていくと思っております。

○委員（池田 守君）

条例の中身に入りたいと思います。6条の2、市長の許可の件ですけれども、許可をしてはならないという項目の中に、(4)申請者が卸売の業務を的確に遂行するのに必要な知識及び経験又は資

力信用を有しない者であるときと、非常に抽象的な言葉が書いてあるのですが、具体的には、どういうものを考えて、誰が判断するんですか。

○農林水産部長（田島博文君）

今まで、県が許認可ということで載っていた部分であったり、新たに六つのルールで載せこんだところがございます。我々も細かなところについて勉強不足でございますので、その都度、県の指導を頂きながら、細かいところの対応をさせていただければと現在のところ考えています。

○委員（阿多己清君）

県から市に移って、事務も煩雑な部分があったり、新たにこういうものが入ってくることで、職員の体制も気になる部分なんですけど、実際に新規にこういう手続きをするようなものが発生するんですか。現状はどういうことになりそうですか。件数が少ないのではないかなという思いがしますが、そういう中で、今の体制でやっていけるということでしょうか。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

現状的に余り変わらないというふうに認識をしております。先ほど、部長も申しあげましたとおり、今後、県のほうとしっかりと協議をしながら、どういうふうになっていくのかというところを詰めてまいりたいと考えております。

○農林水産部長（田島博文君）

先ほど、地方卸売市場の経営状況が非常に厳しいということは申しあげましたけれども、今後において開設というよりは、むしろ地方卸売市場同士の合併とか、そういう形で経営統合を図りながら、地方同士の生き残りをしなければいけない状況が発生していくのではないかなと。今後において、そういう面では若干の業務というものは発生するのかなと思っているんですが、現状においてまだ具体的な動きはございません。推測としては、遠くないうちにそういう方向にも進んでいくのではないかなというふうには考えております。

○委員（松元 深君）

第6条の2第3項（7）で卸売業者の数の上限を決めていますか。今の百ちょっとの数で、その辺りの見直しはしなくてよかったのか、お伺いします。

○委員長（蔵原 勇君）

休憩します。

「休憩 午前10時22分」

「再開 午前10時23分」

○委員長（蔵原 勇君）

再開します。

○農林水産部参事兼農政畜産課長（八幡洋一君）

第6条で、卸売業者の数は、1とするということになっておりまして、6条については改正しないので、ここには記載していません。省略しております。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第4号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時24分」

「再開 午前10時26分」

△ 議案第11号 町の区域の設定及びこれに伴う字の区域の変更について

○委員（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第11号、町の区域の設定及びこれに伴う字の区域の変更についてを審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第11号、町の区域の設定及びこれに伴う字の区域の変更について、概要を御説明申し上げます。溝辺町麓第一地区の土地区画整理事業の施行に伴い、住民の利便と行政の円滑を図るため、町の区域の設定及びこれに伴う字の区域を変更しようとするものです。なお、詳細については、区画整理課長が御説明いたしますので、よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

議案第11号、町の区域の設定及びこれに伴う字の区域の変更について御説明申し上げます。溝辺町麓第一地区の土地区画整理事業は、平成5年度から事業を開始し、現在、令和3年度の換地処分に向け、事業を進めています。土地区画整理事業は、土地の配置転換を行うものであり、事業施行後は、施行前と比べ、街区や公共施設の配置が大きく変わります。このため、従来の字名や地番が従前の状態でありますと、住民の日常生活を始め、行政面においても支障をきたすことから、今回、従来の字界の変更や新たな町の区域の設定を行うものです。本案については、町名を溝辺町麓一丁目から六丁目とし、区域毎の面積バランスを考え、主要道路で区域分けを別添資料（議案第11号資料）のとおり設定しました。なお、字の区域の変更や新たな町名の設定については、麓第一土地区画整理審議会の承認を頂いています。以上で、説明を終わります。よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○委員長（蔵原 勇君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（川窪幸治君）

口述書の中で、住民の日常生活を始め、行政面においても支障を来すというのは、どのようなことが何項目ぐらいあったのか、教えてください。

○区画整理課主幹（赤塚裕樹君）

その区域内の地番がばらばらになりますので、どこにだれが住んでいるということが、住民の方にも全然分からなくなります。こちらからの発送文書なども、新しく地番を振り直さないことには、ばらばらな状況になるものですから、支障を来すとといったようなことです。

○委員長（蔵原 勇君）

休憩します。

「休憩 午前10時30分」

「再開 午前10時30分」

○委員長（蔵原 勇君）

再開します。

○区画整理課主幹（赤塚裕樹君）

区画整理事業は、今の地番の所、例えば麓100番地から新しい所、仮換地という所に場所が移るような事業であります。移った所の住所に、そのまま100番地となれば、いろいろな所の人、101番地の人はこっち、102番地のこっちというように、番地と場所が全然違う所に振られていきますので、そのままの状況で残すと、後々、事務が煩雑になったりするということがございます。そういったことで、事務が煩雑になるということを記載したものでございます。ですので、地番等を振り直して、新しくしたほうがいいのではないかとということでございます。

○委員（川窪幸治君）

ということは、住民の方も納得の上という認識でいいですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

区画整理事業では、審議会の設置が義務付けられています。これまでも事業に係る協議事項については、審議会の御意見や決定を頂きながら事業を進めてまいりました。そこで、今回の町界条例案につきましても、地元住民の代表であります審議員の皆様へ御意見を伺うとしています。また、区域内の各個人の皆様への説明につきましても、本年度の換地処分に係る説明会を開きますので、そのときも説明したいと考えております。

○委員（川窪幸治君）

ということは、今から住民への説明会が行われるということですね。溝辺地区も最近では子供さんも増えているようです。以前の隼人のときだったと思うんですけど、境界線がどっちなのか、大通りを渡らないといけないのかという話もあったようですので、しっかりと住民の方に説明していただきたいと要望しておきます。

○委員（宮田竜二君）

今回の変更に伴う対象の世帯数と住民の人数を教えてください。

○区画整理課主幹（赤塚裕樹君）

世帯数が分からないんですけども、今現在、筆数としては641筆あるのですが、人口はこちらで把握しているのは1,011人で把握しているところでございます。

○委員（池田綱雄君）

先ほどの川窪委員の質問では、審議会の協議を今から進めるように聞こえてきたんですけど、この口述書の最後のほうには、もう承認を頂いているというふうになっているんですが、どちらが正しいのですか。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

審議会には説明をしまして、承認を頂いているということでございます。

○委員（松元 深君）

登記については、議案が可決されれば速やかにされるということでしょうか。

○区画整理課主幹（赤塚裕樹君）

登記につきましては、議決を経た後に法務局と協議を致しまして、申請を行いまして地番等を振ってまいります。最終的に令和3年を最終で計画しておりますので、その翌日から町界、町名の効力が生じてきます。その後に登記を行う順序となっております。

○委員（松元 深君）

令和3年の換地が済んだら、麓第一地区の区画整理事業は終了ということなのか。ぜひ、そうなってほしいという要望もあるんですが、そうなるのか、お伺いします。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

事業としましては、換地処分を令和3年度と考えていますので、終わります。そのあと清算金というのが発生しますので、その清算金徴収の期間を5年間と考えています。清算が早く終われば、早く終わるということでございます。

○委員（松元 深君）

保留地のことは余り考えないで、これをぜひ進めていただきたいと要望しておきます。

○委員（池田 守君）

土地については、令和3年度の換地処分で書き換えるということですが、所有者の住居表示も変わるわけですね。その所有者の住居表示については誰がするのですか。行政とするのか、それとも個人とするのか、どちらですか。

○区画整理課主幹（赤塚裕樹君）

今回の地番の整理が行われますと、当然、住所も変わってきます。住民票とか庁内でできるものは庁内でやるんですけども、運転免許証とか、車検証とか、登記の権利の部分の住所は、前のままの住所で残ってきますので、その部分の住所については、本人で変えていただくことになります。

○委員（池田 守君）

今言われた個人で変える部分について、本来、変えなくていいものが、こういうことで変わるようになるけれども、その費用は個人の支払いになりますか。

○区画整理課主幹（赤塚裕樹君）

個人の登記の住所等を変えることに掛かる費用については、住民の方に御説明をし、個人で負担

していただくようなことになると思います。

○副委員長（久保史睦君）

都市計画事業というのは、仮換地の問題とか、いろいろなことを今までも聴いているので、非常に心配な部分があるんです。本当にその事業が令和3年度にきちんと済むのかなということは、甚だ疑問を持っているところなんです。まず、学校校区の適正数について、そこまで勘案されているかどうか教えてください。児童数です。言い方変えます。家が増えて六百何筆あるということなんですけれど、それだけ、今から新しい方たちも増えてくるということが想定されていると思うんですが、児童数の部分、学校関係の部分に関して、教育委員会とそこら辺の話もしたのかどうか教えてください。

○委員長（蔵原 勇君）

休憩します。

「休憩 午前10時39分」

「再開 午前10時41分」

○委員長（蔵原 勇君）

再開します。

○区画整理課長（馬渡孝誠君）

平成5年当時の事業計画のときには、そういう協議は行っていないと思われまうけれども、そこらはまた、確認をしたいと思います。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、議案第11号に対する質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時41分」

「再開 午前10時45分」

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。先ほどの審査順に行います。

△ 議案第4号 霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第4号について意見はありますか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、次に進みます。

△ 議案第11号 町の区域の設定及びこれに伴う字の区域の変更について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第11号について意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで自由討議を終わります。それでは、これより議案処理に入ります。議案番号順に行います。

△ 議案第4号 霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長（蔵原 勇君）

まず、議案第4号、霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第4号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第4号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

△ 議案第11号 町の区域の設定及びこれに伴う字の区域の変更について

○委員長（蔵原 勇君）

次に、議案第11号、町の区域の設定及びこれに伴う字の区域の変更についての討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第11号について、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第11号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、議案処理を終わります。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（蔵原 勇君）

次に、委員長報告に付け加える点はありませんか。

○委員（池田 守君）

議案第11号についてですけれども、これから住民説明会をするということでした。住民の負担がゼロというような説明ではなく、いろいろな手続きをするときに住民負担もあるということを言わないと、後でまた問題が出ると思いますので、その辺の説明をしっかりといただきたいとします。

○委員長（蔵原 勇君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、それでは、ただいまの意見を盛り込むこととし、委員長報告については委員長に御一任いただけますか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時48分」

「再開 午前10時49分」

△ 閉会中の所管事務調査について

○委員長（蔵原 勇君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、閉会中の所管事務調査についてですが、何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、「産業建設常任委員会の所管事項について」ということで提出してよろしいですか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、そのようにしたいと思います。次に、その他として何かありませんか。

○委員長（蔵原 勇君）

次に、その他として何かありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで本日の日程は全て終了しました。以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午前10時49分」

以上，本委員会の概要と相違ないと認め，ここに署名する。

霧島市議会産業建設常任委員長

蔵原 勇